

(資料 4)

体験実習事業(宿泊)利用契約書

社会福祉法人 南高愛隣会(以下「甲」と言う)と _____(以下「乙」と言う)とは
宿泊型自立訓練 雲仙・ふたば(アガペ・カナン)を体験実習事業(宿泊)(以下「体験実習」と言う)として利用するために次の通り利用契約を締結する。

第1条(目的)

福祉サービス利用に関し、障害者総合支援法上における受給者証を取得してのサービス利用を大前提とするが、学校・市町村その他の諸事情により受給者証が発行できない場合、又は定員枠等の事情により制度上での利用が困難な場合に限って、法人自主事業として制度を補完し、利用者のニーズに合わせたサービスを提供することを目的とする。なお、当事業の実施にあたりサービス内容を次の通り分類する。

(Ⅰ型) 次の生活の場へのステップアップを目的とする。

(Ⅱ型) 特別支援学校在学中の方が、体験的に利用し地域生活を送る際の生活能力について学習することを目的とする。

(Ⅲ型) 健康面(精神面)の不良・悪化、生活リズムの乱れ等による短期的なリセットを目的として、トレーニング機能のある事業所利用する。

第2条(利用者)

体験実習の利用の対象者は、次の通りである。

氏名 _____ 性別: 男 ・ 女

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

第3条(利用の方法)

利用の方法としては、指定の宿泊型自立訓練事業所またはグループホーム等での生活を体験する。

また、実施事業所においては次の項目について十分留意するものとする。

1. 特定の支援員(職員)の配置
2. 生活の場(ルーム)の確保と提供
3. 日課表及び注意事項を作成
4. 体験実習プログラムの作成
5. ケース記録簿の整備
6. 健康管理・衛生・安全等の確保
7. 利用状況の保護者等への定期的な連絡
8. 関係機関、関連法人との連携と社会資源の活用

第4条(利用事業所)

利用事業所は次の通りとする。但し、利用者本人の状態、成長度に合わせて利用事業所が変わっていく場合も有り得る。(契約変更有り)

雲仙地区、事業所名 宿泊型自立訓練 雲仙・ふたば(アガペ・カナン)

第5条(分類)

使用目的に伴い分類は(Ⅰ型 ・ Ⅱ型 ・ Ⅲ型)とする。

第6条(利用期間)

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

第7条(諸費用の負担)

本契約の利用期間中の利用者にかかる諸費用については、「乙」または利用者本人が支払うものとする。なお、金額については別途定める通りである。

第8条(責任の所在)

本契約中における利用者の事故・病気・怪我等については、「甲」に著しい過失があった場合を除いて、その責任は「乙」または利用者本人が負うものとする。

第9条(損害賠償)

利用者の故意又は過失により、「甲」の所有する建物・備品等に損害を与えた場合、また他の人へ損害を与えた場合、「乙」または利用者本人が損害賠償請求に応じるものとする。なお、利用者本人は傷害保険等に加入するものとする。

第10条(契約の解除)

「甲」もしくは「乙」または利用者本人の何らかの事情により、本契約の継続が困難と判断される場合は、契約期間中であっても、本契約を解除することができるものとする。

第11条(定めなき事項等)

本契約により難い事情が生じた場合、または双方に疑義が生じた場合は、必要な都度、「甲」と「乙」が協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約を二通作成し「甲」と「乙」がそれぞれ一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572番地

氏 名 社会福祉法人 南高愛隣会
理 事 長 田 島 光 浩 印

乙 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)